

国家移民管理局は、中国への外国人の入国をさらに促進するための新しい政策を導入しました

1月11日以降、国家移民管理局は外国人が中国でビジネス、勉強、旅行を行うことに関連する不便さのさらなる改善を促進するため、外国人の中国への入国を容易にするための5つの措置を正式に実施しました。

対策の主要要素

第一は、外国人の口岸ビザ申請条件の緩和です。 ビジネス協力、訪問・交流、投資・起業、親戚訪問、身の回りの事情処理など、非外交的・非公的な活動に従事するために中国に緊急に来る必要があり、海外でビザを申請する時間がない外国人は、招待状やその他の関連資料を添えて入国するための口岸ビザ（出入国検査場における外国人へのビザ発給）を申請することができます。

第二に、北京首都空港などのハブ空港での24時間内乗継ぎの検査手続きは免除されます。 北京首都、北京大興、上海浦東、杭州蕭山、廈門高崎、広州白雲、深圳宝安、成都天府、西安咸陽の9つの国際空港で、外国人の国境検査手続きが免除されます。24時間以内に国際線乗り継ぎ航空券を所持し、上記の空港を経由して第三国・地域へ乗り継ぎの場合は、国境検査手続きを経ることなく、ビザなしで直接乗り継ぎすることができます。

第三に、中国にいる外国人は、最寄り機関でビザの延長と再発行を申請することができます。 ビジネスや貿易協力、訪問や交流、投資や起業、親戚の訪問、観光や旅行、個人的なことなど、外交的または公的な活動以外の活動に従事するために短期間中国に来て、正当かつ合理的な理由で中国に滞在し続ける必要がある外国人は、滞在地の公安機関の出入国管理局にビザの延長と再発行を申請することができます。

第四に、中国にいる外国人は、複数回出入国する必要がある場合、再入国ビザを申請することができます。 中国に滞在する外国人で、正当かつ合理的な理由で複数回出入国する必要がある外国人は、公安機関の出入国管理局に、招待状やその他の関連資料を添えて、有効な数次ビザの更新を申請することができます。

第五に、中国における外国人の各種ビザの申請書類が簡素化されます。 各種ビザを申請する際、情報共有を通じて宿泊登録記録や営業許可証などを照会できる外国人は、関連する紙の証明書資料の確認が免除され、中国で家族訪問や同窓会のための短期ビザを申請する外国人は、親族証明書の代わりに親族関係の申告を行うことができます。

広州マイツは外国人の中国への入国を促進する以上5つの措置を今後もフォローアップします。関連する手続き代行が必要な場合は広州マイツ(020-3888-0025 内線 117)にご連絡ください。

WeChat アカウントはこちら ⇒

